

事 務 連 絡

平成 20 年 4 月 18 日

関係各地方機関長 様
(土捨場掲載審査機関)

長 崎 県 土 木 部
建 設 企 画 課 長
(公 印 省 略)

残土処分地一覧表に掲載する判断基準(案)の補足説明

残土処分地の現地調査及び審査要領のうち、残土処分地一覧表に掲載する判断基準(案)について補足説明を作成しましたので、今後の審査にあたっては、留意いただきますようお願いいたします。

(担当) 技術基準班

残土処分地一覧表に掲載する判断基準(案) 〔補足説明〕

第1項 と のケースにおいて、第2項に記載の許可を得ていない場合の盛土高は第3項の範囲内とすることとしているが、これは、当判断基準においては盛土構造の審査は行わないため、道路土工指針(のり面工・斜面安定工指針)の「安定の検討を必要としない盛土(つまり、植生工等の侵食対策のみで安定する盛土)」における経験的な標準値(表 3-4)をもとに定めている。

表3-4 盛土材料および盛土高に対する標準のり面勾配

盛土材料	盛土高(m)	勾配	摘要
粒度の良い砂(S)、礫および細粒分混じり礫(G)	5m以下	1:1.5~1:1.8	基礎地盤の支持力が十分にあり、浸水の影響のない盛土に適用する。 ()の統一分類は代表的なものを参考を示す。 標準のり面勾配の範囲外の場合は安定計算を行う。
	5~15m	1:1.8~1:2.0	
粒度の悪い砂(SG)	10m以下	1:1.8~1:2.0	
岩塊(ずりを含む)	10m以下	1:1.5~1:1.8	
	10~20m	1:1.8~1:2.0	
砂質土(SF)、硬い粘質土、硬い粘土(洪積層の硬い粘質土、粘土、関東ロームなど)	5m以下	1:1.5~1:1.8	
	5~10m	1:1.8~1:2.0	
火山灰質粘性土(V)	5m以下	1:1.8~1:2.0	

注) 盛土高は、のり肩とのり尻の高低差をいう(図3-14参照)。

したがって、諸法の許可を得ていない場合の「盛土高の範囲内」の判断にあたっては、以下の事項に留意するものとする。

(1) 盛土高は、法尻と法肩の高低差で1.5m以内とする。

また、既設盛土上部への追加盛土については、既設盛土の法尻からの盛土高により判断する。ただし、既設盛土が安定している場合において、既設盛土の法肩と追加盛土の法尻の間に1.5m以上の平場(大段)を設ける場合はこの限りではない。

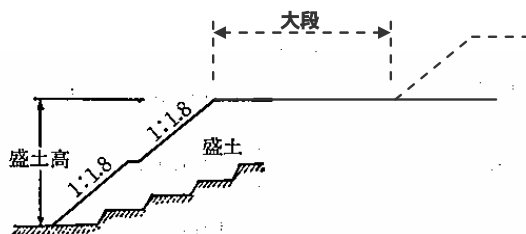


図3-14 盛土高

(2) 法勾配は、1:1.5より緩い勾配とし、盛土高が5mを上回る場合は、1:1.8以上の緩勾配とする。

なお、擁壁、法枠、アンカー、杭等の別途安定計算が必要な構造物を用いて、これより急勾配とする事は不可とするとともに、これらの構造物を用いないと規定の勾配を満足できない場合も不可とする。